

奈良県告示第五十五号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和五年五月二十六日

奈良県知事 山下 真

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
杉本 利一郎	医療法人果恵会恵王病院	北葛城郡王寺町王寺二丁目一〇番一八号	外科（肢体不自由）	令和四年十月二十六日
中山 富貴	公益財団法人天理よろづ相談所病院	天理市三島町二〇〇番地	整形外科（肢体不自由）	令和五年三月三十一日
義本 裕次	公益財団法人天理よろづ相談所病院	天理市三島町二〇〇番地	形成外科（音声・言語障害、そしやく機能障害、肢体不自由）	令和五年三月三十一日
日高 敦洋	医療法人果恵会恵王病院	北葛城郡王寺町王寺二丁目一〇番一八号	外科（肢体不自由）	令和五年三月三十一日
太田 浩世	奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町八四〇番地	呼吸器・アレルギー・血液内科（呼吸器機能障害）	令和五年三月三十一日

伊勢 健太郎	独立行政法人地域 医療機能推進機構 大和郡山病院	大和郡山市朝日町 一番六二号	整形外科（肢 体不自由）	令和五年三 月三十一日
--------	--------------------------------	-------------------	-----------------	----------------